

利用契約書・重要事項説明書

＝生活介護＝

元気じるし株式会社

のんきっず

利用契約書

様（以下「利用者」という。）と元気じるし株式会社（以下「事業者」という。）は、のんきっずが利用者に対し提供する「指定生活介護サービス」（以下、「生活介護サービス」という。）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要な生活介護サービスを適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日からとします。ただし、利用者から事業者に対し、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者の介護給付費支給期間が更新された場合、契約は自動更新されるものとします。

（個別支援計画）

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

2. 事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとします。
3. 事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

（事業の主たる対象とする障害の種類と生活介護サービスの内容）

第4条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載している生活介護サービスの内容を提供します。

（利用料金）

第5条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援並びに指定生活介護サービス等の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。

2. 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外の生活介護サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。
3. 事業者は、生活介護サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対し生活介護サービス内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

（利用料の支払い方法）

- 第6条 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者に支払います。
2. 事業者は、利用料金に係る請求書を、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者へ送付します。
 3. 利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者へ支払います。
 4. 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収証を交付します。

（説明義務）

- 第7条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

（安全配慮義務並びに事故発生時の対応）

- 第8条 事業者は、生活介護サービスの提供にあたって利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。
2. 事業者は、利用者に対する生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時の援助）

- 第9条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
2. 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第10条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。
- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
 - （2）苦情解決体制の整備
 - （3）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（身体拘束の禁止）

- 第11条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（秘密の保持）

- 第12条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
2. 事業者は、他の指定通所支援事業者・指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその保護者の同意を得ることとします。

（苦情解決）

- 第13条 利用者及びその保護者は、事業者が提供する生活介護サービスに関して、いつでも

別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。
3. 事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

（契約の終了）

第14条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

2. 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定める生活介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第12条に定める（秘密の保持）に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

3. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4. 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が事業者に支払うべき生活介護サービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくは生活介護サービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

- (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所運営ができない場合。

- (6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合

- (7) 利用者が死亡した場合。

（損害賠償）

第15条 事業者は、生活介護サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、利用者に対する生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

3. 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した生活介護サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号）」第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	元気じるし株式会社
代表者氏名	代表取締役 石山 純
本社所在地 (連絡先)	〒510-0003 三重県四日市市大宮町21番6-2号 ☎059-331-2380 ☎059-332-8827
法人設立年月日	平成25年9月2日

2 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	のんきっず
サービスの主たる対象者	重症心身障害者
指 定 番 号 事業所番号	生活介護 2410201871号（令和元年7月1日指定）
管 理 者	齋木 里菜
サービス管理責任者	同 上
事業所所在地	三重県四日市市大宮町21番6-2号
連 絡 先 相談担当者名	☎059-331-2380 ☎059-332-8827 相談受付担当：齋木 里菜
事業所の通常の事業実施地域	四日市市・川越町・朝日町・菰野町
事業所が行う他の指定障がい福祉サービス	居宅介護・重度訪問介護 2410201764号（平成30年4月1日指定） 重症心身障害児放課後等デイサービス・児童発達支援 2410202450号（平成31年4月1日指定） 四日市市移動支援事業 2460201144号（平成30年4月1日指定） 移動支援事業契約 朝日町

利 用 定 員	5名
開 設 年 月 日	令和元年7月1日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	元気じるし株式会社が開設するのんきっず（以下「事業所」という。）が行う指定生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	<p>1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 但し、12月30日から1月3日、事業所で定める年間休日及び事業の実施が困難な場合を除く。
営業時間	9：00～17：00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	営業日と同じ
サービス提供時間	営業時間と同じ

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	木造二階建て瓦葺
敷 地 面 積	282.29平方メートル
延 床 面 積	62.9平方メートル

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	1室	デイサービスの活動を行う
静養室	1室	静養を行う
浴室	1室	浴槽、シャワー
トイレ	1室	小便器1据、洋式トイレ1据
洗面所	1室	洗面台

台所	1室	食事の準備や軽食などを調理
相談室	1室	相談、面談を行う
事務所	1室	事務作業を行う

4 職員体制等について

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、職員の管理、生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
サービス管理責任者	<p>1 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>2 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、生活介護の目標及びその達成時期、生活介護を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成します。</p> <p>3 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>4 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更します。</p> <p>5 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>6 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>7 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>	常勤 1人
医師	医療行為全般	非常勤 1人

看護職員	障害者の健康管理	常 勤 1人 非常勤 1人
生活支援員	障害者の生活サポート	常 勤 3人 非常勤 2人
機能訓練担当職員	障害者の機能回復訓練等の指導	非常勤 1人

5 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
食 事 の 提 供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。ご負担額：食事提供加算ありの方 300 円。食事提供加算なしの方 500 円。
身 体 等 の 介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
社 会 参 加 活 動	年齢に合わせた様々な活動の中で、スタッフ以外の様々な人とかわる体験を行います。近くの畑での活動体験をします。
創 作 的 活 動	感触活動・創作的活動の機会を通じて、手と目を同時に使う、色彩を感じるなどの体験をしていきます。
身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援	身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行います。
生 活 相 談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。

健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックを行うなど、常に利用者の健康状況に注意するとともに、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送迎サービス	ご希望により送迎を行います。（片道 10 km内無料）
機能訓練	専門の機能訓練担当職員が、定期的に身体機能訓練を行います。音楽に合わせたマッサージ体操を、日常的に行います。
その他	上記に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

【20人以下】

	区分 6	区分 5	区分 4
利用料	137,66 円	10,332 円	7,328 円
利用者負担額	1,376 円	1,033 円	732 円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ サービス提供に係る費用のうち、世帯の所得に応じた額をご負担ください。ただし、1割相当額の方が低い場合は、その額までのご負担となります。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算項目】

事業所のとっている体制又は対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
人員配置体制加算 (I)	2,843 円	284 円	利用者 1.7 人に対しスタッフ 1 名の人員配置をしております
常勤看護職員等 配置加算 (I)	300 円	30 円	看護職員を常勤換算で 1 名以上配置している場合、利用 1 日につき加算されます。
初 期 加 算	321 円	32 円	サービス利用の開始から 30 日間において、利用 1 日につき加算されます。
訪問支援特別加算 (1) 1 時間未満 (2) 1 時間以上	(1) 2,006 円 (2) 3,004 円	(1) 200 円 (2) 300 円	継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。 月 2 回まで加算されます。
欠 席 時 対 応 加 算	1,008 円	100 円	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月 4 回まで加算されます。
利用者負担上限額 管理加算	1,609 円	160 円	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
送 迎 加 算	225 円	22 円	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
イベント参加費	実費
日用品費	日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

食事の提供に係る費用	300 円または 500 円
通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費	公共交通機関等を利用した場合 実費相当額
	事業者の自動車を使用した場合 事業所から 10 キロメートル以上 1 回（往復）について 1 kmにつき 20 円
送迎サービスの提供に係る費用	事業者の自動車を使用した場合 事業所から 10 キロメートル以上 1 回（往復）について 1 kmにつき 20 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求致しません）	前日までのご連絡の場合キャンセル料は不要です。（ただし、前日 17 時以降は食事代の返金はできません）
	無断で欠席された場合、1 日あたりの利用料の 50% を請求いたします。

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 現金支払い (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>
------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供に当たっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら生活介護計画を作成します。作成した個別支援計画については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 個別支援計画の変更等

個別支援計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：齋木 里菜
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、障害児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、障害児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障害児又はその家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、障害児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、障害児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 059-331-2380

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

嘱託医：貝沼内科 小児科 貝沼圭吾 先生

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン日本興和株式会社

保険名：ウォームハート

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応致します。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、防災訓練を年2回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・消火器 3基 ・非常用電源 有

15 苦情解決の体制及び手順

① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 三重県四日市市大宮町 21 番 6 - 2 号 電話番号 059-331-2380 メール info@genki-jirushi.com 担当者 齋木 里菜 受付時間 火曜日～金曜 9時～17時
【四日市市】 健康福祉部・障がい福祉課	所在地 三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号 本庁舎 3階 電話番号 059-354-8171

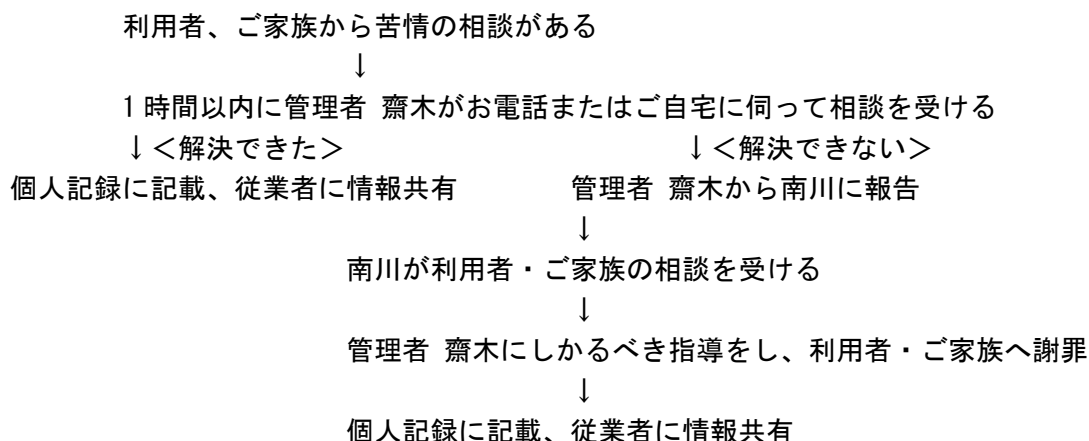
	受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 三重県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋2丁目131 電話 059-224-8111 FAX 059-213-1222 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(1) 提供した指定児童発達支援・放課後等デイサービスに係る障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順



16 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

事業者は、サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

サービスの提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等に係る費用は実費を負担いただきます。)

20 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫 煙	事業所内での喫煙はご遠慮ください
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

21 のんきびよりでは、共生社会を創る啓発の一環として、ホームページ等で活動の紹介を進めていきます。個人情報の取り扱いについて、以下の中からお選びください。

ホームページ等に ①顔を出してもいい

②後ろ姿やぼかし（個人が特定できない状態）であればいい

③写真は掲載しないでほしい

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号）」第10条の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	三重県四日市市大宮町21番6-2号	
	法人名	元気じるし株式会社	
	代表者名	代表取締役 石山 純	印
	事業所名	のんきっず	
	説明者氏名		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所		
	氏名		印

代理人	住所		
	氏名		印